

賛助会員規程

公益財団法人難病医学研究財団

規程第06号

平成23年4月1日適用

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人難病医学研究財団（以下「本財団」という。）の定款第59条の規定に基づき、本財団の賛助会員（以下「会員」という。）に関する事項に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の資格)

第2条 会員とは、本財団の目的及び事業内容等の主旨に賛同し、会員として加入した個人又は団体とする。

(会員の任務)

第3条 会員は本財団の事業の遂行及び運営等を支援する。

(会費の納入)

第4条 会員は次の各号により賛助会費（以下「会費」という。）を納入する。

(1) 団体 1口 10万円（年額）

(2) 個人 1口 1万円（年額）

2 会員は、会費を毎年4月末日までに納入するものとする。ただし、事業年度開始後に加入する場合は、加入後速やかに納入するものとする。

(会費の用途)

第5条 本財団は、毎事業年度毎に納入された会費の総額の50%以上を公益目的事業に使用する。

(除名)

第6条 会員が次の各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

(1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど会員として相応しくないと認められるとき

(2) 正当な理由がなく会費を3年以上滞納したとき

(3) 暴力団をはじめとする反社会的勢力もしくはその構成員であるとき

2 前項第1号及び第2号の事由による会員の除名が審議される理事会においては、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第7条 会員はいつでも退会通知を本財団に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は返還しない。

(補則)

第8条 この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

1 この規程は、公益財団法人難病医学研究財団の設立の登記の日から適用する。

(平成23年4月19日理事会議決)